

# docomo MEC Compute E サービス利用規約 別冊（モニタリング/監査）

## 第1章 総則

（適用）

第1条 docomo MEC Compute E サービス利用規約共通編（以下、「共通編」といいます。

（<https://www.mec.docomo.ne.jp/>）の第1条（本規約の目的）第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊（当社のサービスサイト（<https://www.mec.docomo.ne.jp/>）に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えてこの別冊（以下、合わせて「本規約」といいます。）により別紙に定める docomo MEC Compute E サービス（そのカテゴリーがモニタリング/監査に係るものに限ります。以下、「docomo MEC Compute E サービス（モニタリング/監査）」といいます。）を提供します。

## 第2章 契約

（最低利用期間）

第2条 docomo MEC Compute E サービス（モニタリング/監査）には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条（最低利用期間）に規定する最低利用期間はありません。

## 第3章 料金等

（料金の支払義務）

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社が docomo MEC Compute E サービス（モニタリング/監査）に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、docomo MEC Compute E サービス（モニタリング/監査）に係るメニュー等の終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

## 別紙 1 リソースモニタリング提供条件

### 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) クラウド/サーバー リソースモニタリング	仮想サーバーその他の各種リソースの情報を収集し、当社が指定する方法により契約者に対してその収集した情報をレポートする機能を提供するもの

### 2 各メニューの提供条件

#### (1) クラウド/サーバー

##### A 提供条件等

- (A) docomo MEC Compute E サービス (モニタリング/監査)に係る仮想サーバーその他の各種リソースの情報を収集し、当社が指定する方法により契約者に対してその収集した情報をレポートする機能を提供します。
- (B) アラーム機能(契約者が予め設定した条件を満たした場合に、その旨を契約者に通知する機能をいいます。以下、同じとします。)、メーター保存期間延長(本メニューを通じて収集したデータの保存期間を当社が指定する期間において延長が可能なことをさします。以下、同じとします)がそれぞれ 100 個、カスタムメーター(データ値を蓄積するモニタリングサーバー)が 10 個含まれるものとします。
- (C) アラーム機能の追加(以下、「追加アラーム」といいます。)及びメーター保存期間延長につき、追加で利用することができるものとします。但し、当社が提供するアラーム機能及びメーター保存延長期間の数の上限は、それぞれ 300 個、追加カスタムメーターの数の上限は 30 個とします。

##### B 利用料金の適用

- (A) 本メニューに係る利用料金は、1のテナントごとに利用実態に応じて Web 料金表の規定に従って算出するものとします。
- (B) メーター保存期間延長、追加アラーム、及び追加カスタムメーターについては、1の料金月において、個数の変更を複数回実施した場合、その月における最大個数に料金表に規定する月額利用上限の額を乗じて得た額を月額料金とします。